

平成 19 年 2 月 26 日

各 位

株式会社 りそな銀行

旧奈良銀行で平成 15 年 7 月以前にご融資した一部の貸出金での 適用金利の不一致について

りそな銀行（社長 野村 正朗）において、平成 15 年 7 月以前に旧奈良銀行でご融資いたしました貸出金のうち、一部のお取引について、事務処理の誤りにより、本来適用すべき金利と異なる金利を適用しているものなどがあることが判明いたしました。

これは、社内で本来適用すべき金利が適用されていない貸出金が発見されたことを受け、旧奈良銀行の金利を自動変更すべき貸出金全件を調査した結果、貸出金利を過大に請求しているもの、または過少に請求しているものがあわせて約 290 先あることが確認されたものです。

対象となるお客さまには、本日より個別にご説明をさせていただくとともに、今後、確認のうえ正しい金利で遡って修正させていただき、差額の精算をさせていただく予定です。

このような事態が生じ、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後は、ご迷惑をおかけしたお客さまへの精算手続きに誠心誠意対応させていただくとともに、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

今回の調査により判明した内容は以下の通りです。

対象のお客さま 約 290 先の法人・個人のお客さま

*対象となる支店

・奈良県内 14 ケ店

天理支店・五条支店・吉野支店・西大寺支店・橿原神宮前支店・小泉支店・大安寺支店

学園大和町支店・桜井支店・田原本支店・新奈良営業部（本店営業部）・高田支店・平城支店

香芝支店（旧奈良銀行店舗からお取引変更いただいたお客さま）

・大阪府内 1 ケ店

桜川支店（大阪支店）

*りそな銀行と奈良銀行は平成 18 年 1 月 1 日に合併しております。（ ）内は旧奈良銀行

支店名を表記しております。

対象金額 約 795 百万円

適用金利不一致の概要は下記の通りです。

1. 発生した事象 : 旧奈良銀行でご融資いたしました貸出金のうち、一部のお客さまに対する適用金利が約定どおりの金利になっていないものがありました。
2. 発覚した経緯 : 社内での約定書類点検作業において発覚いたしました。
3. 原因 : 旧奈良銀行における事務処理の誤り
平成15年7月の旧奈良銀行におけるシステム変更まではオンライン管理での金利の自動変更機能がなく、手作業で金利変更を行っていたため、金利変動作業のミスにより適正に金利変更が行われていないものが発生しました。
4. ご対応について : 対象となりましたお客さまには、個別にお詫びと説明を申し上げるとともに、確認のうえ金利を修正し、差額の精算をさせていただきます。
5. 専用窓口の設置 : 本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。

名称	: 奈良地域お客さま相談センター
電話番号	: 0120 38 0128
受付時間	: 9:00 ~ 17:00 (平成19年2月27日(火)より)

以上